

生活保護法の指定介護機関のみなし指定について

沖縄県子ども生活福祉部
保護・援護課 保護・自立支援班

1 指定介護機関の指定について

生活保護法の一部改正の施行により、平成26年7月1日から介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合には、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による指定を含む。以下同じ。）を受けたものとみなされることとなっております。みなし指定介護機関となった場合、生活保護法の指定を改めて受ける必要はございません。

平成26年6月30日以前に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合で、生活保護法の指定を受ける場合は、所在地を管轄する福祉事務所へ「指定介護機関指定申請書（第5号様式）」等の申請書類を御提出ください。

なお、みなしの指定を不要とする場合は、介護保険事業を開始する前に沖縄県保護・援護課宛て「指定介護機関の指定を不要とする申出書（第7号様式）」を御提出ください。

2 廃止・変更・休止等の届出について

指定介護機関について、所在地や名称、開設者の変更又は事業の廃止・休止・指定の辞退等を行う場合は、所在地を管轄する福祉事務所へ届出書を御提出ください。変更・廃止・休止・再開については、該当する事項が生じてから10日以内に届出をお願いします。また、辞退については、30日以上予告期間を設ける必要があります。

- ・指定医療機関等変更届出書（第10号様式）
- ・指定医療機関等廃止・休止届出書（第11号様式）
- ・指定医療機関等再開届出書（第12号様式）
- ・指定医療機関等指定辞退届出書（第13号様式）
- ・指定医療機関等処分届出書（第14号様式）

3 情報の掲載

上記に記載した届出等の様式など生活保護法の指定介護機関に関する情報は沖縄県保護・援護課のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/hogoengo/hogo/kaigo.html>

<問合せ先>

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁3階

沖縄県 子ども生活福祉部

保護・援護課 保護・自立支援班

電話：098-866-2428 FAX：098-866-2758

○指定介護機関介護担当規程

(平成十二年三月三十一日)

(厚生省告示第百九十一号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第一条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第二条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第三条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第四条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第五条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第六条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第七条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第八条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。

二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

○ 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成 12 年 4 月 19 日)

(厚生省告示第 2 14 号)

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(令二厚労告三〇二・改称)

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。

五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。

六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。

七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

八 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基

準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。

九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

改正文（平成17年9月30日厚生労働省告示第449号）抄
平成17年10月1日から適用する。

改正文（平成18年3月(3)日厚生労働省告示第298号）抄
平成18年4月1日から適用する。

改正文（平成20年3月31日厚生労働省告示第172号）抄
平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成24年3月29日厚生労働省告示第181号）抄
平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日厚生労働省告示第180号）抄
1 この告示は、平成30年4月1日から適用する。

改正文（令和2年8月27日厚生労働省告示第302号）抄
令和2年10月1日から適用する。